平成２８年（再ロ）第４号

山形県北村山郡大石田町大字大石田丁277番地４　県営あけぼのアパート126号

再生債務者　小関　祐子

1　決定年月日時　平成28年７月15日午後２時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年８月12日まで

4　一般異議申述期間　平成28年８月26日から平成28年９月９日まで

山形地方裁判所民事部

平成２８年（再ロ）第４号

兵庫県姫路市大津区天神町２丁目９番地３　姫路大津鉄筋住宅３号棟103号

再生債務者　中ノ瀬貴志

1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年８月12日まで

4　一般異議申述期間　平成28年８月25日から平成28年９月15日まで

神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（再ロ）第２号

愛媛県北宇和郡松野町大字延野々1818番地

再生債務者　吉福　幸治

1　決定年月日時　平成28年７月14日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年８月12日まで

4　一般異議申述期間　平成28年８月18日から平成28年８月25日まで

松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（再ロ）第２号

高知市一ツ橋町２丁目53番地２

再生債務者　亀尾　典宏

1　決定年月日時　平成28年７月15日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年８月12日まで

4　一般異議申述期間　平成28年８月19日から平成28年９月２日まで

高知地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第５号

静岡県浜松市中区早出町234番地の８

再生債務者　原　　雅之

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年６月８日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年８月４日まで

平成28年７月14日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２８年（再ロ）第３号

神戸市中央区港島中町３丁目１番地ポートアイランド団地50棟307号

再生債務者　橋本　寛一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年７月４日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年８月４日まで

平成28年７月14日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２７年（再ロ）第７号

岡山県赤磐市小原215番地

再生債務者　瀬尾　浩史

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年５月27日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年８月５日まで

平成28年７月15日

岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（再ロ）第１号

沖縄県豊見城市字上田536番地24　大慶アパート301号

再生債務者　甲斐　高志

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年５月25日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年８月10日まで

平成28年７月13日

那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第２号

富山市布市新町240番地

再生債務者　室林　幸男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年７月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月14日　　富山地方裁判所

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年七月十一日

掲載頁　六十一頁（号外第一五三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年七月十一日

掲載頁　九十頁（号外第一五三号）

平成二十八年七月二十六日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号　虎ノ門タワーズオフィス二七階

（甲）株式会社オールマウンテンホールディングス

代表取締役　山縣　茂信

東京都新宿区本塩町七番二六号

（乙）株式会社ＩＣＩ石井スポーツ

代表取締役　松山　盟

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年九月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年五月三十一日

掲載頁　八十九頁（号外第一二〇号）

（乙）会社設立後決算期未到来のため確定した事業年度はありません。

平成二十八年七月二十六日

名古屋市中区錦二丁目四番一五号　ＯＲＥ錦二丁目ビル一二階

（甲）株式会社アスクリエイティブ

代表取締役　河北　裕介

名古屋市北区元志賀町一丁目一二番地の一

（乙）株式会社アンドベル

代表取締役　河北　貴晃

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年七月十九日

掲載頁　七十一頁（号外第一五九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年七月十九日

掲載頁　七十一頁（号外第一五九号）

平成二十八年七月二十六日

京都市右京区山ノ内荒木町七番地五八

（甲）株式会社エルハウジング

代表取締役　村井　孝彦

京都市右京区山ノ内荒木町七番地五八

（乙）株式会社サガノホーム

代表取締役　中村　昌史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年七月十三日

掲載頁　二十八頁（号外第一五五号）

平成二十八年七月二十六日

大阪府東大阪市善根寺町六丁目九番二八号

（甲）株式会社鳥羽瀬社寺建築

代表取締役　鳥羽瀬公二

大阪府東大阪市善根寺町六丁目九番二八号

（乙）株式会社堂宮木工寮

代表取締役　鳥羽瀬公二